

高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議 議事録

1 日時

平成28年11月15日（火）午前7時55分～午前8時05分

2 場所

総理大臣官邸4階大会議室

3 出席者

安倍内閣総理大臣

菅内閣官房長官（司会）

加藤内閣府特命担当大臣、松本国家公安委員会委員長、石井国土交通大臣、萩生田内閣官房副長官、野上内閣官房副長官、古屋厚生労働副大臣、杉田内閣官房副長官、古谷内閣官房副長官補

4 議事内容

【菅内閣官房長官】

ただ今から、高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議を開催いたします。まず、内閣総理大臣から御発言をいただきます。

【内閣総理大臣】

先月28日、横浜市で発生した小学生男児の交通死亡事故を始め、このところ、80歳以上の高齢運転者による死亡事故が相次いで発生しており、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の方々に心より御見舞いを申し上げます。

このような大変痛ましい事故を防止するため、政府では、これまでの高齢運転者対策に加え、来年3月、認知症のおそれがある高齢運転者に医師の診断を義務付けるなど、認知症対策を強化した改正道路交通法を施行することとしています。まずは、その円滑な施行に万全を期すとともに、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移手段の確保等、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進めてまいります。

同時に、今後、高齢運転者の一層の増加が見込まれることから、政府としては、一連の事故を80歳以上の方が引き起こしたことも踏まえ、更なる対策の必要性について、専門家の意見を聞きながら、検討を進めてまいります。

各位にあたっては、改正法の施行に万全を期すとともに、取り得る対策を早急に講じるなど、この喫緊の課題に一丸となって取り組むよう指示いたします。

【菅内閣官房長官】

続きまして、松本国家公安委員会委員長から御報告をお願いします。

【松本国家公安委員会委員長】

御手元の資料を御覧ください。表紙をおめくりいただき、資料①を御覧ください。高齢運転者の交通事故の現状ですが、全体の死亡事故が年々減少しているのに対し、75歳以上の運転者による死亡事故は横ばいとなっています。今後も75歳以上の免許保有者が増加する中で、高齢運転者対策は喫緊の課題です。

資料②を御覧ください。現在、75歳以上の運転者については、免許証更新時の認知機能検査で「認知症のおそれあり」と判定され、かつ、一定の違反があった場合には、医師の診断が義務付けられています。認知機能検査の状況、医師の診断により認知症と判明し、免許の取消し・停止の処分を受けた件数については、資料のとおりでございます。

資料③を御覧ください。他の警察活動により、認知症の疑いがある方を発見した場合も、医師の診断を経て免許の取消し等の処分を行っています。また、免許証の自主返納については、この10年で15倍に増加しており、高齢者が免許証を返納しやすい環境整備を図ることが必要と考えています。

資料④を御覧ください。来年3月に施行される改正道路交通法により、75歳以上の運転者については免許証更新時のみならず、一定の違反をした場合には臨時の認知機能検査を義務付け、また、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方全てに医師の診断を義務付ける制度が導入されます。改正法の施行により、医師の診断の対象となる方が大幅に増加し、また、運転することができなくなる高齢者の移手段の確保も重要であることから、関係省庁や自治体、地域の医療機関等との一層の連携が不可欠です。

今後とも、改正法の円滑な施行に向けて準備を進めつつ、高齢運転者による交通事故防止を図るため、専門家の意見を伺いながら、更なる対策について検討するよう、警察を指導してまいります。

【菅内閣官房長官】

続きまして、加藤内閣府特命担当大臣から御報告をお願いします。

【加藤内閣府特命担当大臣】

本年3月に決定いたしました第10次交通安全基本計画では、高齢運転者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが喫緊の課題であるとの認識の下、高齢者に対する交通安全教育の推進、先端技術を活用した安全運転支援システムの開発普及等を関係省庁一体となって推進していくこととしています。これを踏まえ、春・秋の交通安全運動においても、広報啓発活動を通じ、高齢運転者に自身の身体能力の変化を認識させ、これに基づく安全行動を促すこと等を推進しております。

また、内閣府では、交通ボランティア等を対象に高齢運転者への指導方法等を教える講習会の開催や、高齢運転者に安全運転を指導する地域のリーダー格となる高齢者を養成する事業等を実施しており、今後も高齢運転者の事故防止に取り組んでまいります。

【菅内閣官房長官】

続きまして、古屋厚生労働副大臣から御報告をお願いします。

【古屋厚生労働副大臣】

厚生労働省としては、警察庁と連携して、平成29年3月から施行されます高齢運転者対策の推進に関する改正道路交通法について、都道府県や当事者団体等に周知を図っております。また、認知症の方の生活支援に関しては、国土交通省を含む関係12省庁が共同で取りまとめた新オレンジプラン、認知症施策推進総合戦略において、認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくりを柱の一つとして掲げており、引き続き、政府一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

今後、関係省庁と連携し、認知症の方や認知機能が低下している方による交通事故を防ぐための取組の検討に協力してまいりたいと考えております。

【菅内閣官房長官】

続きまして、石井国土交通大臣から御報告をお願いします。

【石井国土交通大臣】

高齢運転者による交通事故防止対策は極めて重要な課題であり、国土交通省といたしましても、高齢者が自家用車に依存することなく、運転免許証を返納しても移動できるような環境の整備に努めております。具体的には、バスへの補助や持続可能な地域公共交通網の形成を通じ、地域の公共交通の確保等を図るとともに、バリアフリー化を推進しております。あわせて、自動車の安全対策として、自動ブレーキや踏み間違い防止装置等、高齢運転者の事故の防止にも資する先進安全技術の普及や、道路の安全対策に取り組んでいるところです。

今後とも、警察庁を始めとした関係機関等と連携・協力をして、この問題にしっかりと取り組んでまいります。

【菅内閣官房長官】

他に御発言はございませんか。

ございませんようですので、冒頭の総理の御発言を踏まえ、関係省庁が連携して対策を推進していただくようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

以 上